

平成 21 年度 流通効率化推進協議会規約

第 1 条（協議会の名称）

本協議会の名称を、流通効率化推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

第 2 条（目的）

協議会は、電子タグ等の新技術の活用や通い容器の普及に向けて、新技術や通い容器を活用した食品流通のビジネスモデル（最適な活用方法、費用対効果、事業者の役割分担、運用ルール等）を検討することを目的とする。

第 3 条（検討事項）

協議会は、次の事項について検討する。

- (1) 新技術活用ビジネスモデル実証事業および通い容器地方推進体制構築事業への評価・指導・助言
- (2) 新技術等の調査および普及活動への助言
- (3) その他目的達成に必要な事項

第 4 条（協議会の構成）

- (1) (社) 食品需給研究センター理事長は、有識者に協議会委員を委嘱する。
- (2) 協議会の座長は、委員の互選により選出する。
- (3) 協議会は、理事長の承認を得て、必要に応じて部会を置くことができる。

第 5 条（委員活動の制限）

委員は、実証団体に参加・協力することができるが、その場合には当該実証団体の評価に参加できない。

第 6 条（委嘱期間）

委員の委嘱期間は、委員委嘱を承諾した日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

第 7 条（出席のための費用）

協議会出席のための旅費・交通費および委員謝金について、センターの規程により支払うこととする。

第 8 条（事務局）

協議会の事務局は、社団法人食品需給研究センターに設置する。

付 則

本規約は、平成 21 年 6 月 30 日より施行する。